

# 神山町障がい者計画・ 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 【概要版】

## 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨・背景

障がい者施策に係る制度及び法律の改正に対応し、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に障がい者施策に取り組むことが求められています。

そこで、本町では平成30（2018）年3月に策定した「神山町障がい者計画」及び、令和3（2021）年3月に策定した「神山町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」がそれぞれ令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、令和6年度より新たに「神山町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」。(以下、本計画とします。)を一体的に策定します。

### 2. 法的位置づけについて

本計画は、次の3つの法定計画として位置づけられます。

- 障がい者計画…「障害者基本法」第11条第3項に定める市町村障害者計画
- 障害福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画
- 障害児福祉計画…児童福祉法第33条の20第1項に基づく、市町村障害児福祉計画

障がい者計画は、障がい児・者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することできるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定めることを目的に策定するものです。

障がい福祉計画は、障がい者福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、数値目標やサービス見込量と確保策等を定め、達成に向けて円滑な実施を目的に策定するものです。

障がい児福祉計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保やサービス見込量と確保策等を定めるものであり、第5期計画策定時から障がい福祉計画と一体的に策定しています。

### 3. 計画の期間

本計画は、「障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6か年の計画、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画として策定します。また、国や県などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
前期神山町障がい者計画			神山町障がい者計画					
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画		

# 神山町障がい者計画について

## 1. 基本理念

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や国の第5次障害者基本計画の方向性、徳島県の条例（障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例）や本町のまちの基本方針などを踏まえ、「障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生のまち 神山」を本計画の基本理念とします。

## 2. 基本目標及び施策の体系

基本理念を具現化するために、以下の基本目標及び関連施策を定め、取り組んでいきます。

### （基本目標）

### （関連施策の体系）

1. 多様性を認め合い、支え合う地域共生のまちづくり

- ① 障害への理解・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 交流・ふれあいの拡充
- ④ ボランティア活動やNPO活動の支援
- ⑤ 地域の支援体制づくり
- ⑥ 人権・権利擁護の推進

2. 地域生活を充実し、社会参加を支援するまちづくり

- ① 保健・医療・リハビリテーションの推進
- ② 在宅福祉サービス等の充実
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 日中活動の場づくり
- ⑤ 居住支援の充実
- ⑥ 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ⑦ 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

3. 子どもの成長・発達に応じた支援を進めるまちづくり

- ① 障害の早期発見・早期療育の推進
- ② 多様な障害児への保育・教育の充実

4. 就労・経済的自立を支援するまちづくり

- ① 就労の場の拡充
- ② 障害者雇用の促進
- ③ 職場定着支援の充実
- ④ 経済的支援の充実

5. 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ② 移動・交通手段の整備改善
- ③ 情報提供体制の充実（情報アクセシビリティの向上）
- ④ 防災・防犯対策の充実

# 神山町第7期障がい福祉計画について

## 1. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

項目	基本指針に定める目標	目標
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行等	令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。	1人
	令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減する。	2人
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所
	保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	年3回
	協議の場への関係者の参加者数	8人
	協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人
3. 地域生活支援の充実	令和8年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1箇所以上整備する。	1か所
	地域生活支援拠点の運用状況の検証および改善検討	年1回
	支援ネットワークなどによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築の有無	有
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備の有無	有
	地域生活支援拠点などのコーディネーターの配置人数	1人
	障がい福祉サービス事業所などの担当者の配置人数	1人
4. 福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度に就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行した人数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。	1人
	令和8年度に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行した人数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。	1人
	令和8年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行した数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。	1人
	令和8年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行した数を、令和3年度実績の1.28倍以上にする。	0人
	令和8年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用人数	1人
	令和8年度に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数	1か所
5. 相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	1か所
	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等の実施。	拡充
	総合的・専門的な相談支援の実施	有
	相談支援事業者に対する専門的な指導、助言回数	年4回
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	年4件
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年10回
6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	拡充
	障がい福祉サービスなどに係る研修への参加人数	年2人
	審査結果を共有する体制の有無	有
	審査結果を共有する体制に基づく実施回数	年1回

## 2. 障がい福祉サービス等の見込量

サービス名		単位	計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス		人/月	18	18	18
日中活動系サービス	生活介護	人/月	30	30	30
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	就労選択支援【新規】	人/月	—	1	1
	就労移行支援	人/月	1	1	1
	就労継続支援 A 型	人/月	3	3	3
	就労継続支援 B 型	人/月	6	6	6
	就労定着支援	人/月	1	1	1
	療養介護	人/月	3	3	3
	短期入所(福祉型)	人/月	3	3	3
	短期入所(医療型)	人/月	1	1	1
サービス 居住系	自立生活援助	人/月	1	1	1
	共同生活援助	人/月	8	8	8
	共同生活援助(重度障がい者)	人/月	0	0	1
	施設入所支援	人/月	23	23	23
相談支援	計画相談支援	人/月	60	60	60
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1

## 3. 地域生活支援事業の見込量

サービス名		単位	計画		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	未実施	未実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	未実施	未実施	実施
事業 相談支援	障がい者相談支援事業	か所	3	3	3
	基幹相談支援センター	か所	1	1	1
	住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人/年	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	未実施	未実施	実施
意思疎通支援事業		実利用者数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年	1	1	1
日常生生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4
	排泄管理支援用具	件/年	185	185	185
	居宅生活活動補助用具	件/年	1	1	1

サービス名	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業(個別支援型)	人/年	4	4	4
地域活動支援センター(自市町村分)	か所/年	1	1	1
地域活動支援センター(他市町村分)	か所/年	1	1	1
福祉ホーム事業	人/年	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	2	2	2
自動車運転免許取得事業	人/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	人/年	1	1	1

## 神山町第3期障がい児福祉計画について

### 1. 令和8(2026)年度末までに達成すべき成果目標及び活動指標

項目	基本指針に定める目標	目標
障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。	1か所
	令和8年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。	1か所
	令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する	0か所 0か所
	令和8年度末までに各圏域および各市町村において、医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	1か所

### 2. 障がい児通所支援事業等の見込量

サービス名	単位	計画			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害児通所支援等	児童発達支援	人/月	8	8	8
	医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	4	5	6
	保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	障害児相談支援	人/月	8	9	10
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人/月	1	1	2
発達障がい者支援	地域支援協議会の開催回数	回/年	0	0	1
	支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0
	支援プログラム等の実施者数	人/年	0	0	0
	ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	1
	ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	1